② １人の者が、平成11年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。

１．建物用途　⑴⑤㋐１．に同じ

２．延べ面積　3,000㎡以上

３．工事種目　空気調和設備

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 第１号２⑹③に同じ

⑶ 第１号２⑼に同じ

３ 総合評価に関する事項

⑴ 第１号３⑴に同じ

⑵ 総合評価の方法

① 第１号３⑵①に同じ

② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐ 技術提案［ＶＥ提案］の項目として「ダクト及び配管の施工において、保守管理や将来の改修工事を考慮した施工に関する提案」

㋑ 工事全般の施工計画

㋒ 施工体制（施工体制評価点）

③ 第１号３⑵③に同じ

④ 第２号３⑵④に同じ

⑤ ②㋐の「ダクト及び配管の施工において、保守管理や将来の改修工事を考慮した施工に関する提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。

なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶ 第１号３⑶に同じ

⑷ ⑵②㋐「ダクト及び配管の施工において、保守管理や将来の改修工事を考慮した施工に関する提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸ 第１号３⑸に同じ

４ 入札手続等

⑴～⑷ 第２号４⑴～⑷に同じ

⑸ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①～② 第２号⑸①～②に同じ

③ 郵送等による入札の受領期限は、平成26年11月18日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。

開札は、平成26年11月21日11時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。

５ その他

⑴～⑷ 第１号５⑴～⑷に同じ

⑸ 第２号５⑸に同じ

⑹～⑮ 第１号５⑹～⑮に同じ

⑯ 第２号５⑯に同じ

⑰～⑱ 第２号５⑰～⑱に同じ

６ Summary

⑴～⑵ The same with notice above (No. 1)

⑶ Subject matter of the contract : Machine Equipment Construction work of the National Institute of Health Scienceces ⑭.

⑷～⑸ The same with notice above (No. 2)

⑹ The same with notice above (No. 1)

入札公示

入札公示（建設工事）

次のとおり指名競争入札に付します。

平成26年７月31日

支出負担行為担当官

北海道開発局留萌開発建設部長　伊藤　　丹

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発留萌第４号

１ 工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　深川留萌自動車道留萌市留萌大橋上部工事

⑶ 工事場所　北海道留萌市

⑷ 工事内容　工事延長：Ｌ＝430m（ＳＰ＝44,950～ＳＰ＝45,380）、橋梁延長：Ｌ＝339.0m（支間長26.0＋94.0＋61.0＋49.0＋58.0＋30.0）、橋梁形式：鋼３径間連続細幅箱桁＋鋼３径間連続少数主桁橋、工場製作工：総重量：Ｗ＝約1,070ｔ、工場塗装：Ａ＝約15,540㎡、輸送工：１式、架設工：Ｗ＝約898ｔ、合成床版：Ａ＝約900㎡、付属物工：１式（支承工、伸縮装置工）

⑸ 工期　契約締結日の翌日から平成28年10月31日まで。

⑹ 使用する主要な資機材　鋼材重量（主構造）：Ｗ＝987ｔ、（付属物）：Ｗ＝91ｔ、合成床版：Ａ＝900㎡

⑺ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻ 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑼ 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑽ 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。

⑾ 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⑿ 本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。